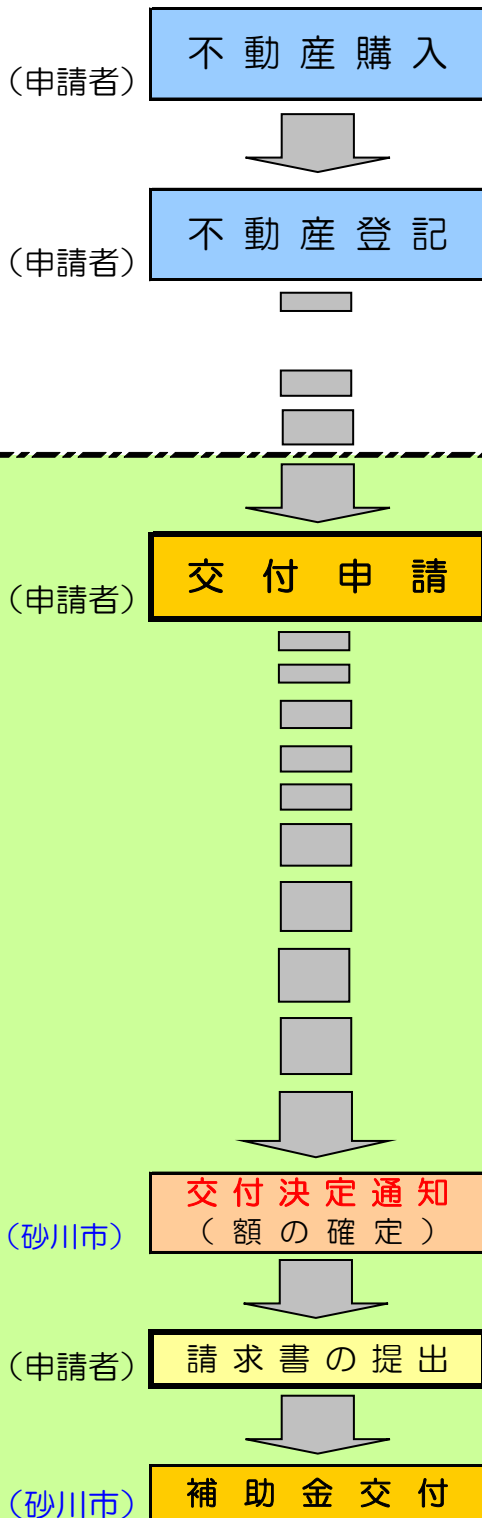


まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金

【 建売住宅（新築）・中古住宅 】

《 手続きの流れ 》



《 提出書類等 》

- 売買契約→登記→入居までに申請書を提出する必要はありません。
- 建物に対して補助金を交付するため、売買契約書に建物と土地の価格が分離されて記載されていない場合は、別途、それぞれの売買価格が確認できる書類が必要になります。
詳しくは、窓口にてご相談ください。

- 交付申請書（別記第1号様式）
- 補助対象費用内訳書（別記第2号様式）
- 売買契約書とその写し
- 登記済証
- 建物の外観写真(2面以上)
- 建築確認日が確認できる書類及びその写し
 - ・ 建売住宅（新築）は確認済証、検査済証
 - ・ 中古住宅は確認済証、検査済証又は登記済証
- 昭和56年5月31日以前に確認済証の交付を受けた建物は「耐震評価報告書」を添付（別記第3号様式）

《 中古住宅の耐震性能の判断基準 》
原則として旧住宅金融公庫の中古住宅購入耐震評価基準に適合すること

※ 砂川市が申請者に通知します。

- 請求書（別記第5号様式）

※ 請求書の受領後、約1ヶ月程度で申請者の指定する金融機関口座に振込みます。
(振込通知はいたしません。)